

第5次貝塚市地域福祉計画策定支援業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和8年8月

1. 目的

社会福祉法第 107 条に基づき、本市の地域福祉の推進を図るため、令和 10 年度から令和 14 年度までの 5 か年を計画期間とした「第 5 次貝塚市地域福祉計画」を策定することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

第 5 次貝塚市地域福祉計画策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「第 5 次貝塚市地域福祉計画策定支援業務技術提案仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(4) 契約金額上限額

6,765,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

（内訳）令和 8 年度業務分 3,102,000 円

令和 9 年度業務分 3,663,000 円

3. 実施形式

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格

プロポーザル方式に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 貝塚市内の本店、支店、営業所等で入札参加する場合は、貝塚市税を滞納していないこと。
- (4) 営業を行うにつき法令等の規定により、官公庁の許可または認可・登録等を必要とする業種にあつては、当該許可・認可・登録等を受けていること。
- (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき、更生手続き開始の申立て又は再生手続き開始の申立てがなされていないこと（更生計画又は再生計画の認可がなされている場合を除く）。
- (6) 貝塚市の入札参加資格登録を行っている者であること。
- (7) 貝塚市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (8) 大阪府内に本社、支社、営業所のいずれかを有する者であること。
- (9) 本業務について、過去 5 年間に市町村（特別区含む。以下同じ。）と契約実績を有する者であること。
- (10) 本業務を統括する管理責任者又は業務従事者は、(9) の実務経験を有し、大阪府内の本社、支社又は営業所に常駐する者であること。

5. スケジュール

項 目	日 程
公募開始	令和8年8月3日（月）
参加申込書及び一次審査書類等の提出期間	令和8年8月3日（月）から令和8年8月19日（水）
質問書提出期間	令和8年8月3日（月）から令和8年8月13日（木）
質問回答日	令和8年8月17日（月）
一次審査結果通知	令和8年8月21日（金）
二次審査書類提出期間	令和8年8月24日（月）から令和8年9月4日（金）
二次審査（プレゼンテーション）実施日	令和8年9月18日（金）
二次審査結果通知	令和8年9月25日（金）
契約に向けた事前協議・契約締結	令和8年9月25日（金）から令和8年10月中旬予定

6. 参加申込書等の提出

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次に定める期間中に、提出書類を持参又は郵送により提出すること。

（1）提出書類

①公募型プロポーザル参加申込書（様式1）

②会社概要等（様式任意）本社所在地及び受託事業所記載のこと。

③業務実績（様式任意）

- ・過去5年間で、市町村から受託した地域福祉計画や他の福祉関連計画（注）、及び社会福祉協議会から受託した地域福祉活動計画の策定支援業務の実績のうち30件を上限とし、計画名、市町村名、社会福祉協議会名及び業務期間を記載し、契約書の写しを提出すること。なお、記載については、直近順に、地域福祉計画、本市の受託実績計画、その他福祉関連計画とする。

（注）「地域福祉計画や他の福祉関連計画」とは、以下の計画をいう。

社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」、老人福祉法第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」、介護保険法第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」、障害者基本法第11条に規定する「市町村障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条に規定する「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」及び子ども・子育て支援法第61条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」

④資格要件に係る確認書（様式2）

⑤見積書（様式任意：要押印）

- ・令和8年度及び令和9年度の企画提案別に作成する。
- ・各経費の内訳、積算根拠を明らかにしたうえで、契約金額上限額以内とする。

上記①から⑤を各1部（①及び④については本市ホームページよりダウンロードして使用）、⑤については宛先を「貝塚市長」、件名に「第5次貝塚市地域福祉計画策定支援業務」と明記し提出すること。

（2）提出期間

令和8年8月3日（月）から令和8年8月19日（水）

（3）提出方法

持 参：午前9時から午後5時まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

郵 送：簡易書留（8月19日（水）必着）

提出先：貝塚市役所健康福祉部福祉総務課

7. 質問の受付・回答

（1）提出期間

令和8年8月3日（月）から令和8年8月13日（木）

（2）提出方法

法人名、担当者名、担当者連絡先及び質問内容を簡潔にまとめ、電子メールで福祉総務課宛に提出（様式任意）。質問書を送信した際には、電話にてその旨を連絡すること。

（3）回答方法

質問者の名称等については伏せた上で、随時本市ホームページにて公表する。

（最終公表日：令和8年8月17日（月）午後5時）

8. 一次審査

（1）参加申込書の審査

一次審査は、参加資格を有する申込者の中から、13. 審査基準（1）に基づき提出書類を審査し、評価点の高い順に4者を選定する。同点の場合は評価項目No.1の点数が高い方を選定する。No.1も同点の場合は、両者を通過者とする。また、参加資格を有する申込者が4者に満たない場合は、全者を通過者とする。

（2）審査結果の通知

一次審査の結果は、令和8年8月21日（金）に全ての申込者に郵送により通知する。

（3）審査結果の公表

一次審査の結果について、参加者数と一次審査通過者数を本市ホームページ上で公表する。

9. 企画提案書等の提出

（1）提出書類

①企画提案書（様式任意）

②業務工程表（様式任意）

③業務実施体制及び業務従事者情報（様式任意）

- ・業務従事者情報については、氏名、役職、専門分野、実務経験年数及び担当業務名（地域福祉計画を主とする）を記載すること。

※①～③については、9部（正本1部、副本8部）を提出すること。

なお、副本には事業者名及び事業者を類推できる表現（会社ロゴ、代表者氏名、メールアドレス、その他）を入れないこと。

（2）提出期間

令和8年8月24日（月）から令和8年9月4日（金）（午前9時から午後5時）

ただし、土曜日・日曜日を除く。

（3）提出方法

持参又は簡易書留にて郵送とし、郵送の場合は9月4日（金）必着

10. 二次審査

（1）企画提案の審査

二次審査は、貝塚市委託業務実施事業者選定委員会に関する規則（以下、委員会規則という。）に基づき、市長が委嘱する委員で構成する第5次貝塚市地域福祉計画策定支援業務委託業者選定委員会（以下、選定委員会という。）において、13. 審査基準（2）に基づき、企画提案書（以下「提案書」という。）、業務実施体制及び業務従事者情報、業務工程表の審査、企画提案者（以下「提案者」という。）によるプレゼンテーション及びヒアリングを行い、提案内容を総合的に評価し、最も高い評価点を獲得した事業者を優先交渉権者として選定する。最高得点者が複数ある場合は、委員会規則第6条第3項の規定に基づき、委員長が決することとする。なお、選定委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。

（2）プレゼンテーションの日程

日 時：令和8年9月18日（金）

実施時間及び場所については、対象者に別途郵送で通知する。

（3）プレゼンテーションの概要

①所要時間：プレゼンテーション 20分以内

ヒアリング 10分程度

※準備・片付けについては、上記とは別に、それぞれ5分以内とする。

②出席者：本業務を統轄する管理責任者を含め3名以内とする。

③順番：プレゼンテーションの順番は提案書の受付順とする。

④その他：パソコンを使用してプレゼンテーションを行う場合、パソコン、HDMIケーブル等必要なものは提案者で準備・設置すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは、本市で用意するものとする。使用する資料は、9.（1）に記載の提出物のみとし、追加資料は認めない。

11. 提案書の作成に関する留意事項

- (1) プロポーザルは、調査・検討及び委託業務における具体的な取組み方法について提案を求めるものである。
- (2) 提案書は、A4版で作成すること。また、表紙には、タイトルを「第5次貝塚市地域福祉計画策定支援業務」とし、提出年月日、会社名及び代表者職名・氏名を記載すること。
- (3) 提出される書類の著作権は、作成者に帰属するものとする。ただし、採用した提案書等の著作権は、本市に帰属する。
- (4) 提出後における提案書の差替え、追加、削除等は認めない。また、その理由如何に関わらず提案書の返却は行わない。
- (5) 本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、また記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、本市情報公開条例に基づき、提案書を公開することがある。
- (7) 第三者の著作権の使用については、提案者の責任において必要な手続きを取ること。

12. その他留意事項

- (1) 次の項目に該当する事業者の提案は無効とする。
 - ①一つの事業者が二以上の提案を提出した場合
 - ②提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ③優先交渉権者決定までに参加資格を充たさなくなった場合
 - ④本業務に関する事項において、他の参加者と技術提案の内容等について相談した場合
 - ⑤その他、審査評価に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合
- (2) 参加に関する必要な費用は全て参加者の負担とする。
- (3) 提案者が1者の場合も有効なものとして取り扱うものとする。
- (4) 本件プロポーザルの手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 本件プロポーザルに係る説明会は開催しない。
- (6) 本市に提出した資料は、一切返却しない。
- (7) 参加意思表明後、辞退する場合は、辞退届（様式任意）を持参又は郵送にて、17. 担当部署に提出すること。

13. 審査基準

(1) 一次審査（書類審査）

No.	評価項目	配点	評価基準
1	業務実績	10	令和3年度以降、本業務や他の福祉関連計画、地域福祉活動計画の策定において、市町村及び社会福祉協議会との契約実績が豊富にあるか。
2	見積書	10	必要な経費を計上し、上限額を超えていないか。
一次評価合計		20	

(2) 二次審査（プロポーザル審査）

No.	評価項目	配点	評価基準
1 企画提案	①事業全体	30	技術提案仕様書の内容を踏まえ、目的や条件等を理解できており、実施方法が具体的で妥当性・実現性のある提案となっているか。また、本市の他の福祉計画と連携が図れる提案であるか。
	②意向調査	10	本市の特性を踏まえた課題の抽出のために、アンケート調査の集計・分析手法に関して有効な提案があるか。また、福祉関係団体等へのヒアリング調査等や地区福祉委員会における座談会の運営支援の考え方や実施・分析方法について、効果的な提案があるか。
	③現状把握・課題分析	10	社会情勢の変化や国・大阪府の動向、本市の地域福祉における現状の把握と課題整理・分析について、その考え方や手法が具体的でわかりやすく提案されているか。
2 業務実施体制		20	管理責任者及び従事者に本業務の支援実績が十分にあり、専門的知識を持った者が計画策定支援に関わる体制となっているか。また、配置人数など、業務を迅速に遂行できる体制がとられているか。
3 業務工程		10	業務量を正確に把握した、効率的で遂行可能なスケジュールであり、柔軟な対応ができるよう配慮されているか。
二次評価合計		80	

(3) 評価方法

各事業者を一次審査（20点）＋二次審査（80点）の合計100点で評価し、選定委員会委員5名の評価点数を合わせて500点満点で評価する。

14. 優先交渉権者の選定

選定委員会の審査の結果、最も高い評価点を獲得した事業者を優先交渉権者として選定する。
また、参加者が1者であった場合においても、同様とする。ただし、評価の合計点が300点未満の場合は優先交渉権者に選定しないものとする。

15. 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果の通知

二次審査の結果は、令和8年9月25日（金）に全ての二次審査参加者に郵送により通知する。

(2) 審査結果の公表

二次審査の結果について、優先交渉権者及び評価点を本市ホームページにおいて公表する。

なお、評価内容及び経過等についての問い合わせや審査に対する異議申立てには応じない。

16. 契約の締結

優先交渉権者と市が事業内容について協議し、業務委託に係る仕様の調整を行い、確定させたうえで、契約を締結する。

なお、仕様の調整において双方合意に至らなかった場合は、評価点が最高得点者の次に高い事業者を次点事業者とし、次点事業者と仕様の調整を行い、これを契約者とする場合がある。

17. 担当部署

貝塚市健康福祉部福祉総務課

住所 : 〒597-8585 大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号

電話 : 072-433-7030（直通）

FAX : 072-433-7088

E-mail : fukushisomu@city.kaizuka.lg.jp